（監査等委員である取締役を辞任した者に対する通知事項）

第七条　法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第三百四十二条の二第三項の経済産業省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

二　法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第三百四十二条の二第三項に規定する者が場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要な事項

（会計参与を辞任した者等に対する通知事項）

第八条　法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第三百四十五条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

二　法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第三百四十五条第三項（同条第四項又は第五項において準用する場合にあっては、法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第三百四十五条第三項（同条第四項又は第五項において準用する場合に限る。））に規定する者が場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要な事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

場所の定めのない株主総会に係る確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿
法務大臣　名　殿

本店の所在地
名　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第66条第１項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請者
⑴　申請者の名称
⑵　申請者の代表者の氏名
⑶　申請者の本店の所在地
⑷　申請者が発行する株式が上場されている金融商品取引所の名称
２．申請の内容
⑴　場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会。以下同じ。）の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に関する事務（⑵及び⑶の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者として置いている者の役職名及び氏名
⑵　場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針として定めている方針の内容
⑶　場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針として定めている方針の内容
⑷　株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．申請者
「⑷申請者が発行する株式が上場されている金融商品取引所の名称」については、当該金融商品取引所が複数ある場合には、その全てについて記載すること。
２．申請の内容
「⑵場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針として定めている方針の内容」及び「⑶場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針として定めている方針の内容」については、可能な範囲で、具体的に記載すること。
「⑷株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数」については、当該株主の数とともに、株主名簿の最終更新日を併せて記載すること。

様式第二（第２条第７項関係）

場所の定めのない株主総会に係る確認書

年　月　日

本店の所在地
名　称
代表者の氏名　殿

経済産業大臣　名
法務大臣　名

年　月　日付けの下記の申請に関して、産業競争力強化法第66条第１項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、確認をします。

記

１．申請者の名称
２．申請者の代表者の氏名
３．申請者の本店の所在地

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三（第２条第８項関係）

場所の定めのない株主総会に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

本店の所在地
名　称
代表者の氏名　殿

経済産業大臣　名
法務大臣　名

年　月　日付けの下記１の申請に関して、産業競争力強化法第66条第１項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについては、下記２の理由により、確認をしないものとします。

記

１．申請
⑴　申請者の名称
⑵　申請者の代表者の氏名
⑶　申請者の本店の所在地
２．確認をしない理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。